

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 平成二十七年十一月二十五日

公 示

岐阜県告示第六百七十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 一 (二・三 シヒドロベンゾフラン 五 イル) N メチルプロパンニ
アミン及びその塩類(通称五 MAPDB)
 - 2 一 (四 フルオロベンジル) 一 H インドール 三 イル(ナフタレン
一 イル)メタノン及びその塩類(通称FUB JWH O一八)
 - 3 N (四 フルオロフェニル) N 一 (二 フェネチル)ヒペリジン 四
イル(ブタナミド及びその塩類(通称p fluorobutyrylfenta
nyl)
 - 4 N (一 アミノ 三 メチル 一 オキソフタン ニ イル) 一 (ニフ
ルオロベンジル) 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称
AB FUBINACA 二 fluorobenzyl isomer)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると思われるため。
- 三 指定の効力が発生する日

平成二十七年十一月二十六日

平成二十七年十一月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社